

感染症法施行規則の一部改正

急性弛緩性麻痺（AFP; ポリオを除く）が五類感染症に追加

清水 博之 Hiroyuki SHIMIZU

国立感染症研究所ウイルス第二部第二室室長

急性弛緩性麻痺(acute flaccid paralysis: AFP)は、ポリオウイルス感染による麻痺(ポリオ: 急性灰白髄炎)、急性弛緩性脊髄炎、ギラン・バレー症候群等、多様な臨床症状を示す疾患の総称で、様々な要因が発症に関与する。近年、日本や世界各地で、エンテロウイルス D68 等の関与が疑われる AFP 症例の増加が報告され、発生動向把握の必要性が指摘されている。世界的ポリオ対策も考慮し、2018年5月1日から「急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）」が、感染症法の五類感染症（全数把握疾患）に追加された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正（平成30年4月10日健感発0410第1号）

急性弛緩性麻痺(acute flaccid paralysis: AFP)は、ポリオ様急性弛緩性麻痺、急性弛緩性脊髄炎、ギラン・バレー症候群等、急性に弛緩性の麻痺を示す多様な疾患の総称であり、感染症以外の原因も含め、様々な要因が AFP 発症に関与する。¹⁾ AFP はポリオウイルス感染による急性灰白髄炎（ポリオ: poliomyelitis）の典型的臨床症状であり、AFP サーベイランスおよび検査は、世界保健機関(World Health Organization: WHO)を中心として進められている世界ポリオ根絶計画における標準的サーベイランスとして世界的に確立した手法である。これまで AFP は感染症法による届出対象疾患ではなかったが、WHO は世界なポリオサーベイランスの観点から、15歳未満の AFP を把握し、ポリオではないことを確認することを求めている。現在、日本でポリオ流行が発生するリスクは極めて低い、ポリオ流行のリスクが低い地域でも、AFP 症例に由来する糞便検体のウイルス検査は必須とされている。ポリオとの鑑別のため、診断後速やかに病原体検査のための検体を採取し、検査結果を待つことなく、できるだけ速やかに管轄の保健所へ AFP の届出をする。ポリオウイルスが

検出された AFP 症例は、ワクチン株が検出された場合も含め、すべて二類感染症による届出対象となる。

2018年5月より、AFPが五類感染症全数把握疾患となり、検査体制の整備が進められている。AFP症例の実験室診断として糞便検体からのポリオウイルス検査は必須であり、AFP発症への関与が明らかとなっているエンテロウイルス A71(enterovirus A71: EV-A71)や、関与が疑われているエンテロウイルス D68(enterovirus D68: EV-D68)を含む非ポリオエンテロウイルスについても、検査を実施することが望ましい。非ポリオエンテロウイルス検出に適した検体は、ウイルス型により異なるが、EV-A71の場合には咽頭拭い液および糞便、EV-D68の場合、咽頭拭い液からの検出率が比較的高い。髄液および血液検体からのEV-A71およびEV-D68の検出率は低いが、検出された場合の診断的価値は高いので、発症時の髄液および血液の採取が推奨される。エンテロウイルス以外のウイルス検査の可能性を考慮して、発症後できるだけ速やかに、便(2回)、咽頭拭い液、髄液、血液、尿の5点セットの臨床検体を採取・凍結保存する。検査の詳細については、「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」を参照されたい。²⁾

参考文献

1.厚生労働省「感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準。急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）」, 2018, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>

2.厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」研究班:「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」, 2018, <https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

キーワード 急性弛緩性麻痺、AFP、ポリオウイルス、急性灰白髄炎、ポリオ

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長：香川聡子横浜薬科大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。